

岡山県立邑久高等学校

校長 萩原 康正

令和5年度 岡山県立邑久学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する部活動

(1) 運動部活動（13 うち男子7、女子6）

野球（男）、バドミントン（男女）、ヨット（男女）、バレーボール（女）、バスケットボール（男女）、ソフトテニス（男女）、陸上競技（男女）、サッカー（男）

(2) 文化部活動（9）

演劇部、文学部、美術部、アート書道部、吹奏楽部、茶華道部、棋道部、情報ビジネス部、生活創造部

2 目 標

- (1) 生徒が生涯にわたり、スポーツ・芸術文化活動に親しむ基盤を養い、体力や技能の向上を図る。
- (2) 年齢や生活背景の異なる集団での活動を通して、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力など、社会適応力の向上を図る。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

原則として、1週間の中で2日の完全休養日を設ける。また、長期休業中には連続した3日以上休養日を設ける。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、原則として平日2時間程度、休日や午前中で放課となる場合は3時間程度とする。ただし、公式戦前等、必要な場合に限り延長願を校長に提出し、認められた場合には、1時間程度活動の延長をすることができる。なお、年間の活動時間は週平均16時間未満とするように努力する（学校で参加する大会等の活動時間を除く）。

(3) 定期考査

定期考査1週間前及び考査最終日朝までの部活動は原則禁止とする。ただし、大会や地域の行事前等、必要な場合に限り活動願いを校長に提出し、顧問の指導のもと平日1時間程度の活動をすることができる。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等を根絶するための取組

顧問は生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。年度初めの部活動顧問会議で、部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に向けて共通理解を図る。

(2) 年間活動計画について

各部の第一顧問は、前年度3月15日まで「年間活動計画（暫定版）」を作成し、校長に提出する。新年度顧問は4月15日までに「年間活動計画（完成版）」を作成し、校長に提出する。

- (3) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について
年度当初の新入部員の登録や在籍確認のため、また、部の在り方、予算、活動の方法等を共通理解するために適宜、部顧問会議を開催する。
- (4) 部費の取扱について
必ず金融機関等の口座を開設し、通帳及び出納簿等必要帳簿を整備して厳正に管理する。また、管理責任者の他に（P T Aからの選出者による）監査役を置き、複数名で管理する。
- (5) 大会参加、県外遠征等
主催者が高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、高等学校文化連盟、高等学校吹奏楽連盟以外の会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、年間活動計画にあげて校長の承認を得ておく。

申し合わせ事項

- ① 完全休養日 早朝練習、放課後練習、自主練習、ミーティングを含め活動をしない。
- ② 毎月の活動計画
顧問は翌月の活動計画を前月の15日までに作成し、校長に提出すると同時に部員にも配付する。また、前月分の活動実績を作成し、校長に提出する。